

令和 7 年度 教育実習の受け入れ手続きについて

愛知県立一宮高等学校長
阿 部 孝 広

1 申し込み・面談

- (1) 実習希望者は 5 月 1 日（水）以降、5 月 31 日（金）までに教育実習係（高丸）に電話等で連絡する。
- (2) 電話等で実習希望を伝えた希望者は、6 月 3 日（月）までに教科主任教諭に電話で連絡を取り、都合のよい面談の日時を決定する。
※今年度の教科主任（敬称略）

国 語	地 歴 公 民	数 学	理 科	外国語	保 健 体 育	家 庭	情 報
今枝敦	松樹	向井	金尾	吉田	重久	橋本	鈴木(淳)

- (3) 決定した日時に教科主任教諭及び教育実習係と面談をする。
面談期間は 6 月 3 日（月）から 6 月 28 日（金）とする。（ただし、この期間に面談を実施することが不可能な場合は、教育実習係（高丸）にその旨を伝える。）
面談後、「教育実習申込書」と「教育実習希望票」を記入し、提出する。
- (4) 希望者との面談終了後、教科会・職員会議などを経て、受け入れの内諾を正式に決定する。（7 月中には決定する予定。）
- (5) 正式決定後、その旨を希望者に連絡する。

2 受け入れ内諾決定後の手続き

具体的な手順は以下となる。

- (1) 受け入れ内諾の決定連絡を受けた教育実習希望者は、大学に内諾を得た旨を伝える。
↓
- (2) 大学が「教育実習内諾書」（書式は大学ごとに異なる）を本校へ提出する。具体的には、希望者が大学から「教育実習内諾書」を受け取り本校へ持参するか、大学から本校に郵送してもらうよう依頼する。
↓
- (3) 本校は、大学から提出された「教育実習内諾書」に公印を押して大学に郵送する。

※「教育実習内諾書」を受領した者を、実習希望者として扱うものとする。

3 内諾後

大学と本校・県教委の間での書類のやりとりとなる。実習内諾者は直接関わることはないが、変更が生じた場合(辞退など)は、すみやかに大学に届け出る。

4 教育実習事前打ち合わせ

- (1) 令和 7 年 4 月初旬に、「事前打ち合わせ」の連絡を HP でする。
- (2) 事前打ち合わせは、5 月上旬に行う。
- (3) 内容は、実習にあたっての諸注意・連絡事項と教科指導教員・ホームルーム指導教員との打ち合わせなどである。

5 実習期間（予定）

※ 3 週間の場合

令和 7 年 5 月 19 日（月）～ 6 月 6 日（金）

※ 2 週間の場合

令和 7 年 5 月 21 日（水）～ 5 月 27 日（火）、6 月 2 日（月）～ 6 日（金）

連絡先：愛知県立一宮高等学校
教育実習係 高丸
TEL: 0586-72-0191
FAX: 0586-73-1083